

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 5 9 号

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 1 3 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関すること
に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）6 月 2 6 日付けで諮問（第 8 5 9 号）された生活保護
法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関することに係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、
次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

山形県川西町長から、地方税法第 2 0 条の 1 1 の規定に基づき、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。地方税法第 2 0 条の 1 1 の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、川西町長に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名，住所，生年月日，保護受給の有無，保護開始年月日及び保護廃止年月日

イ 目的外に提供する相手方

山形県川西町長

ウ 目的外提供の根拠規定

地方税法第20条の11

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、地方税法第20条の11に基づくものである。

地方税法第20条の11は、「徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した川西町長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、本町固定資産税事務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について川西町に問い合わせたところ「本町固定資産税滞納整理業務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報、開始年月日、廃止の場合は廃止年月日を把握することによって、生活状況を明らかにし、執行停止、減免をするか否かを判断する材料となり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である。」とのことであった。

照会対象者はすでに死亡しているが、税の滞納は相続の対象となるものであり、かつ、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、照会対象者がすでに死亡しており、本人と同視できる近親者の存在を把握していないので、本人通知を省略したい。

(4) 添付書類

ア 生活保護受給状況照会

イ 回答書(案)

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断

をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した山形県川西町長によって行われたものであり、照会の具体的な必要性について実施機関により確認がされているところである。また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、生活保護法の規定による保護に関する事務に係るものであり、他の代替手段が想定しがたいものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、照会対象者がすでに死亡しており、本人と同視できる近親者の存在を把握していないとのことであった。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上